

船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年7月16日 06時21分ごろ
発生場所	静岡県御前崎市御前崎南西方沖 御前崎灯台から真方位212° 67.0海里付近 (概位 北緯33° 39.4′ 東経137° 29.5′)
インシデントの概要	貨物船 ^{モスモス} SS JINは、航行中、主機の過給機のシュラウドリング等が損傷し、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 SS JIN（大韓民国籍）、1,972トン 9354155（IMO番号）、SEAN SHIPPING CO., LTD ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力1,323kW、回転数 毎分550、6気筒、ボア300.0mm、使用燃料A重油、平成 17年3月12日進水
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、船長免状（大韓民国発給） 機関長（大韓民国籍）、機関長免状（大韓民国発給）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長、機関長ほか9人（インドネシア共和国籍7人、ミャンマー連邦共和国籍2人）が乗り組み、航行中、主機に異音が発生しているのを当直中の機関士が発見し、船長及び機関長に報告した。</p> <p>船長は、本インシデントが発生した海域が安全な場所であると判断して主機を停止し、機関長が、主機を点検したところ、船首側から番号が付されたシリンダのうち、4番シリンダの排気弁が割損しているのを認めた。</p> <p>機関科乗組員は、割損した排気弁を予備品と交換し、また、5番及び6番シリンダを開放し、異常のないことを確認したのち復旧した。</p> <p>機関長は、主機を再始動させたところ、過給機のタービン側から黒煙が発生したので主機を停止し、原因究明にあたったものの判明せず、洋上での修理は困難であると判断し、船長に報告した。</p> <p>本船は、駿河湾沖を伊豆半島方向に漂流していたところ、海上保安庁からの問い合わせを受け、船長が救助を要請した。</p> <p>船長は、船舶所有者に本インシデントの発生を報告し、タグボートによるえい航を要請した。</p>

	<p>本船は、来援した巡視船にえい航され、静岡市清水港沖で船舶所有者が手配したタグボートに引き継がれ、同港興津第2ふ頭に着岸した。</p> <p>機関長及び機関修理事社担当者は、本インシデント後、主機を調査したところ、過給機のタービン側のシュラウドリング及びノズルリングが損傷していることが判明し、割損した4番シリンダの排気弁の破片が過給機に飛散し、同リングが損傷したと判断した。</p> <p>機関長は、本船に令和4年1月から乗り組んでいたが、それ以前の主機の修理履歴等を把握していなかった。</p> <p>本船は、令和2年4月に入渠し、主機のオーバーホールを実施した際、全てのシリンダを開放し、点検していたが、異常は発見されなかった。</p> <p>本船は、本インシデント発生の2時間前の計測時、排気ガス温度等主機の運転諸元に係わる異常は計測されていなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、航行中、主機の4番シリンダの排気弁が割損して、排気弁の破片が過給機に飛散し、過給機のタービン側のシュラウドリング及びノズルリングが損傷し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機の4番シリンダの排気弁が割損した原因は明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、航行中、主機の4番シリンダの排気弁が割損して、排気弁の破片が過給機に飛散し、過給機のタービン側のシュラウドリング及びノズルリングが損傷し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶所有者は、定期検査等で主機を開放検査する際だけでなく、定期的にシリンダを開放し、排気弁等に不具合が発生している場合には交換するなど、修理を実施すること。